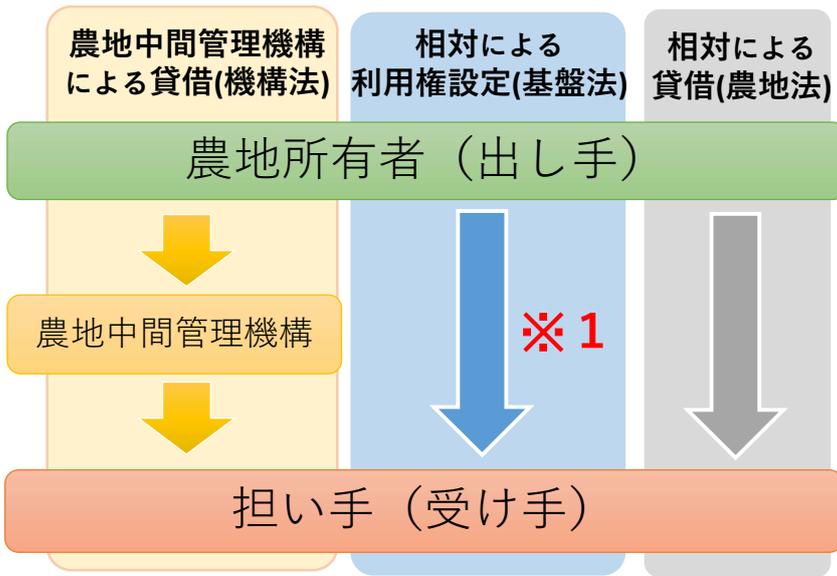


農業者の皆様へ

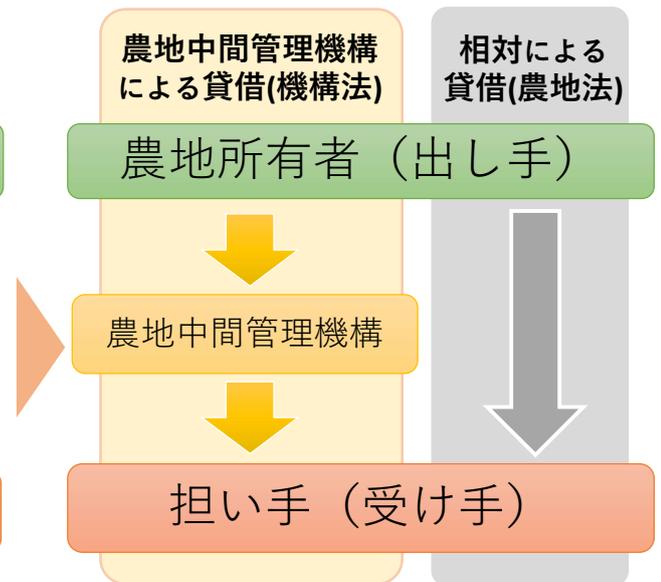
農地の貸し借りは、令和7年4月から、
原則として農地中間管理機構経由になります！

< 現 行 >



< 令和7年4月以降 >

目標地図(※2)の実現に向けて農地の集約化を進める



※1 申出書等の提出は、令和7年2月末日まで

※2 市町村の作成する地域計画において、農地一筆ごとに将来、誰が耕作するのかを示した、地域農業の未来設計図。随時更新が可能。



これまで市町村が作成した農用地利用集積計画から
農地中間管理機構を経由した農用地利用集積等促進計画に一本化

農地の貸し借りは

農地中間管理機構へ

農地中間管理機構 Q & A



どうして相対による利用権設定（基盤法）ができなくなるんですか？

地域の話し合いにより将来の農地利用の姿を明確化し、集積・集約化した「地域計画（目標地図を含む）」を定める法改正がありました。農地の集約化を進めるため、農地中間管理機構を活用することになったためです。



契約期間が終了していない相対の契約は、どうなるの？

令和7年度以降も利用権設定（基盤法）の契約期間が残っている場合、契約期間満了まで契約は有効です。
なお、農地法による貸借は、そのまま残ります。



窓口や手続きなどは、どうなるの？

窓口は、農地中間管理機構を担う秋田県農業公社と連携している農業委員会と市農業振興課です。手続きにかかる申請書類は、農業委員会で作成します。手続きが完了するまで3～4ヶ月かかります。



農地中間管理機構を利用するためには、手数料は必要ですか？

耕作者・所有者から、手数料として契約初年度のみ1契約あたり5千円を徴収します。同一年度に複数回契約する場合は、初回のみ徴収となります。



契約期間は、10年以上にしなければいけないですか？

契約期間は、耕作者の経営の安定・発展に配慮し、原則として10年以上です。耕作者がこれよりも短い期間を希望し、所有者もこれを了承する場合は、短期間の契約が可能です。



契約後に、賃借料の変更はできますか？
物納（賃借料を米で納める）はできますか？

契約期間中に賃料を変更したい場合は、所有者と耕作者が合意の上で変更することができます。現在、物納は取り扱っておらず、今後も予定はありません。代替としては、所有者が耕作者から米を購入する等です。



☆農地中間管理機構の詳細は、農林水産省HPをご利用ください！

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/nouchibank.html>

農地バンク/農地中間管理機構

検索



お問い合わせ先

由利本荘市 農業委員会事務局	農地班	Tel 0184-24-6260	Fax 0184-24-6396
	矢島庶務班	Tel 0184-55-4957	Fax 0184-55-2157
	岩城庶務班	Tel 0184-73-2014	Fax 0184-73-2131
	由利庶務班	Tel 0184-53-2114	Fax 0184-53-2962
	大内庶務班	Tel 0184-65-2804	Fax 0184-65-2217
	東由利庶務班	Tel 0184-69-2116	Fax 0184-69-2039
	西目庶務班	Tel 0184-33-4614	Fax 0184-33-4189
	鳥海庶務班	Tel 0184-57-2205	Fax 0184-57-2076
由利本荘市 産業振興部 農業振興課	担い手支援班	Tel 0184-24-6234	Fax 0184-22-5107